	第42条の５の２第１項第２号ロ（償却費）	00293	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５の２第１項第２号ロ)	00294	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５の２第１項第２号ロ）	00295	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の５の２第２項	00296	法規別表六(十一)「17」の欄の金額
	第42条の５の２第３項	00297	法規別表六(十一)「22」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「法規別表六（十一）」を「法規別表六（十二）」に改め、同表事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却の項中「場合等」を「場合」に改め、同表事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中「法規別表六（十四）」を「法規別表六（十五）」に改め、同表沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項、沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項、沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項、沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項並びに沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「法規別表六（十七）」を「法規別表六（十八）」に改め、同表沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「法規別表六（十八）」を「法規別表六（十九）」に改め、同項の次に次のように加える。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第１項（償却費）	00298	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00299	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	00300	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の11第２項	00301	法規別表六(二十五)「18」の欄の金額
	第42条の11第３項	00302	法規別表六(二十五)「23」の欄の金額
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12第１項	00303	法規別表六(二十六)「12」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項、船舶の特別償却の項及び関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項を次のように改める。

公害防止用設備の特別償却	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の措置法（以下この表において「平成23年旧措置法」という。）第43条第１項の表の第１号（償却費）	00087	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成23年旧措置法第43条第１項の表の第１号)	00088	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第43条第１項の表の第１号）	00089	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第43条第１項の表の第１号（償却費）	00304	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第43条第１項の表の第１号)	00305	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第43条第１項の表の第１号）	00306	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第43条第１項の表の第２号（償却費）	00090	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成23年旧措置法第43条第１項の表の第２号)	00091	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第43条第１項の表の第２号）	00092	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第43条第１項の表の第２号（償却費）	00307	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第43条第１項の表の第２号)	00308	法規別表十六(九)「20」の欄の金額